

“東アジア植物品種保護フォーラム活動指針” 2009 改正

1. 背景

(1) 植物品種保護制度の目的

植物品種保護（以下、「PVP」と略す。）は、植物新品種の育成者に対して、知的財産権としての適切な法的保護を提供することによって、育種の振興を図るものである。これにより農業の生産性の向上及び農産物の高付加価値化に大きな役割を果たし、新品種の育成者及び各国の農業者双方に大きな利益を与えるものである。

人口増加や市場の多様化、環境の変動などを背景に、生産性や市場性、特定の条件に対する耐性等に優れた植物新品種の育成に対するインセンティブの付与が、各国における農業の持続的発展のためにますます重要になっているところである。

(2) PVP制度の整備と調和によりもたらされる利点

東アジア各国は、地理的、歴史的及び社会経済的に、大変深い関係にある。域内の経済連携の急速な強化は、地域のめざましい経済発展の基盤となっている。このような交流を一層拡大するための鍵として、知的財産の保護制度の確立とその適切な運用に対する国際的関心が高まっているところである。

これは、農業や食料関連産業においても同様である。知的財産重視の国際貿易を拡大し、農業や食料関連産業における域内の交流を一層拡大していくためには、各国が PVP 制度の整備と高度化を推し進めるとともにその国際的な調和を図ることが、ますます重要になっている。それらは、地域全体の共通の利益を追求していく上でも不可欠のものであろう。

また、国際的に調和の取れた PVP 制度がもたらす利益は、各国での育種の促進に止まらない。それは、育成者が他国で事業を行うインセンティブを付与することによって、優良品種が国の枠を超えて取引されることを促し、ひいては各国の生産者及び消費者の便益に資するものである。

(3) 東アジア植物品種保護フォーラムの設置

各国の調和を図りつつ各国の PVP 制度を強化することの重要性と、UPOV 条約に適合的な各国の PVP 制度を調和するにあたっての UPOV 条約と UPOV 同盟の役割の重要性を共通認識として、ASEAN+3 の国々は「東アジア植物品種保護フォーラム」の設置を了承した。

2. 東アジア植物品種保護フォーラムの活動

(1) フォーラムの活動は、以下のことを目的として行われる。

- ・ 東アジア地域の PVP 制度の発展のため、具体的な協力の可能性を模索するための

議論の重要性に鑑み、そのための継続的な場を設置すること

- ・ 域内において知識や経験を共有することにより、各国のレベル及びニーズに応じて、とりわけ能力向上について、相互の協力を促進すること
- ・ PVP制度を取りまく各国の状況と、その背景にある特別な環境を理解すること
- ・ フォーラムの活動を促進するために、各国の希望に従い1年ごとの持ち回りの事務局を設置すること

(2) フォーラムの重要な活動の1つは、情報交換である。

情報交換の促進はフォーラムの重要な活動の1つであり、それにはフォーラムの公式サイトが設置が含まれる。本サイトには、東アジア植物品種保護フォーラム参加国が交流するための公式な場となることが期待される。本サイトでは、各国の登録品種、PVP関連法令、DNA品種識別技術及び権利侵害の事例に関する情報などが公開される予定である。

フォーラムの活動においては、参加各国の主体性を重視するとともに、具体的な協力活動において各国が得意分野を通じて相互に貢献していくこととする。

3. フォーラムの枠組み

(1) 参加メンバー及びゲスト

- ・ 東アジア植物品種保護フォーラムの参加メンバーは、中国、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナムとする。
- ・ UPOV事務局、ASEAN事務局及びUPOV同盟国がフォーラムへの参加を希望する場合は、ゲストとして招へいする。
- ・ いかなるゲストも、全参加メンバーの一致した了解の下、その意見を述べる事ができる。

(2) 開催の枠組み

- ・ フォーラムの会合は、毎年希望する国における持ち回りの開催とする。
- ・ 英語をフォーラムの公式言語とする。

(3) フォーラム活動の計画及び実施

- ・ 参加メンバーは、フォーラムの目的に基づいて、多国間又は二国間の自主的な協力活動を行う。
- ・ 参加メンバーは、それらの協力活動の経験を共有し、またそれらの協力活動への参加国を拡大するため、協力活動について報告することが期待される。
- ・ 参加メンバーは、フォーラムの開催及び関連協力活動の支援を得ることができる。

(4) 事務局

- ・ 事務局は、フォーラム会合の開催国によって設置され、フォーラム会合の準備、フ

(別紙2)

フォーラムに関する情報の普及および情報発信、その期間の事務局業務報告の準備、次の事務局への引き継ぎを担う。

- ・ 事務局の引き継ぎは、次の事務局によって開催されるフォーラム会合で行われる。
- ・ それぞれのメンバー国は、フォーラムの事務や情報交換の窓口として連絡事務所を設置すること。
- ・ フォーラムの公式ホームページは、日本によって技術的にサポートされ、ホームページの内容は、全ての参加国により共同で管理される。
- ・ UPOV事務局は、フォーラムの開催に関して必要な協力を行う。

4. その他

- ・ 本指針は、参加メンバーの同意に基づいて適宜改正する。